

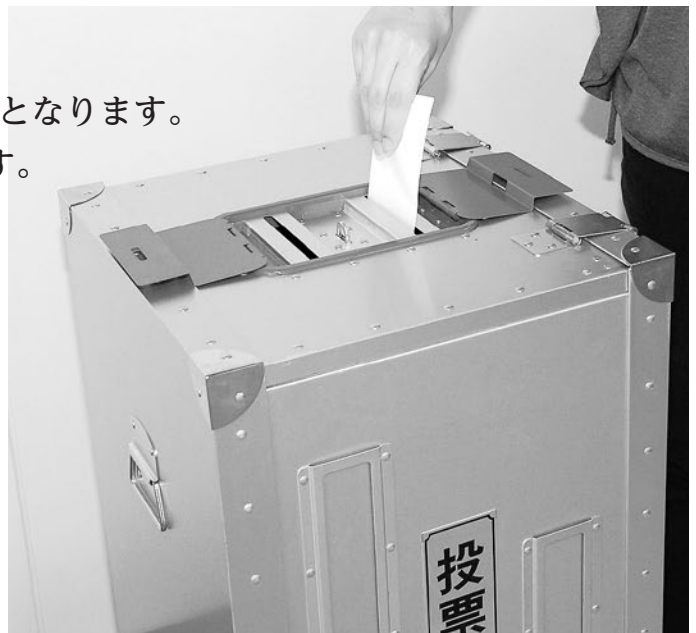
五所川原市長選挙 投票日

6月29日(日)です

五所川原市長選挙は
6月22日に告示され、6月29日が投票日となります。
投票時間は午前7時から午後8時までです。

忘れずに投票しましょう。

大事な投票、忘れずに!



日程

- ▽6月13日(金)
立候補予定者説明会
- ▽6月22日(日)
告示日
- ▽6月23日(月)
期日前投票・不在者投票開始
- ▽6月25日(水)
郵便等投票請求期限
- ▽6月28日(土)
期日前投票・不在者投票終了
- ▽6月29日(日)
投票日・開票日

投票所入場券

投票所入場券は6月13日現在の住所で作成し郵送します。入場券を忘れたり、紛失してしまった場合でも、選挙権を有する方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

投票所

投票日当日の投票所は、6月23日(月)以降に配布される投票所入場券にてご確認ください。
*転居(五所川原市内での引っ越し)をした方の投票所は、左表のとおりとなります。

投票できる方

平成6年6月30日以前に生まれた方で、平成26年3月21日以前に五所川原市の住民基本台帳に登録され、引き続き居住している方。

平成26年6月13日までに
転居届を出した方



届出後の住所地の投票所

平成26年6月13日以降に
転居届を出した方



届出前の住所地の投票所

期日前投票

仕事・レジャーなどで投票日に投票できない見込みの方は、期日前投票ができます。

*期日前投票所はお住まいの区域により異なります。左表をご確認ください。

選挙公報

立候補者の経歴、政見や政策などを掲載した選挙公報を投票日前に各世帯へ配布します。

市役所、各総合支所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

不在者投票

▽他市町村での投票

投票日に仕事や旅行などで市外に滞在している方で、期日前投票もできない方は不在者投票ができます。

この場合、市選挙管理委員会へ投票用紙の請求が必要となります。請求手続きをした方には、滞在地へ投票用紙などを郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会での投票してください。

なお、郵送には時間がかかる場合もありますので、早めに手続きをしてください。

▽病院、施設等での投票

都道府県の指定を受けている病院、老人ホーム等へ入院中、入所中の方は、病院、老人ホーム等で投票することができます。

施設の事務担当者または市選挙管理委員会にお問い合わせください。

▽郵便等による投票

市選挙管理委員会が発行した郵便等投票証明書をお持ちの方は、自宅等で投票できます。

また、郵便等投票証明書をお持ちでない方で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を所持し、次に該当する方または介護保険の被保険者

証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、市選挙管理委員会への申請により郵便等による投票ができます。

身体障害者手帳をお持ちの方

・両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級または3級

・免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級

戦傷病者手帳をお持ちの方

・両下肢、体幹の障害の程度が恩給法の特別項症から第2項症
・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が恩給法の特別項症から第3項症

立候補予定者説明会

立候補届出、選挙運動、選挙公営の手続きなどの説明会を行います。立候補予定者の関係者は出席してください。

▽日時

6月13日(金) 午前9時30分

▽場所

五所川原市役所5階第1会議室

開票

▽開票場所 市民体育館

▽開始時刻 午後9時20分

参観を希望する方は開始時刻の30分前から入場できます。



選挙管理委員会事務局

内線2751

金木総合支所選挙担当

内線3204

市浦総合支所選挙担当

内線4016

